

## 事業計画概要書の記載事項の変更

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき公表された事業計画概要書の記載事項について、事業計画変更届出書が提出されました。

23 北信地環第 24 号  
平成 23 年(2011 年)7 月 7 日

長野県北信地方事務所長

	事 項	内 容（該当する項のみに記載する）
基本 事項	①氏名又は住所 （法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地）	豊田興産株式会社 代表取締役 勝山正美 中野市大字豊津 5015 番地
	②廃棄物の処理施設の設置 の場所	下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上 1127 番地他
	③廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物管理型最終処分場
	④処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん（以上いずれも特別管理一般廃棄物 であるものは環境大臣の定める方法（平成 4 年 7 月 3 日厚生省告示第 194 号）により処理したものに限 る。）、 汚泥、廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物を含 む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （石綿含有一般廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含 有一般業廃棄物を含む。）、不燃ごみ 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。 ○産業廃棄物（管理型） 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄 物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれ き類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除 く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	⑤廃棄物の処理施設の処理 能力	埋立容量 約 249,000 m <sup>3</sup> 埋立面積 約 19,000 m <sup>2</sup>

	⑥変更の概要（変更許可等の場合）	新	旧
		変更後	変更前
変更事項	⑦周辺地域の範囲	野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区、飯山市藤沢区、西大滝区、 <u>桑名川区</u> 、千曲川の一部〔放流水の流下地点（野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上 243-4 及び 1095-1 の先）〕	野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区 飯山市藤沢区、西大滝区、千曲川の一部〔放流水の流下地点（野沢温泉村大字七ヶ巻字朝上 243-4 及び 1095-1 の先）〕
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(1) 野沢温泉村長、飯山市長 (2) 野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区、飯山市藤沢区、西大滝区、 <u>桑名川区</u> に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 (3) (2)の区内で農業、林業又は漁業を営む者 (4) 高水漁業協同組合及び放流水の流下地点で漁業を営む者	(1) 野沢温泉村長、飯山市長 (2) 野沢温泉村七ヶ巻区、東大滝区、飯山市藤沢区、西大滝区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 (3) (2)の区内で農業、林業又は漁業を営む者 (4) 高水漁業協同組合及び放流水の流下地点で漁業を営む者
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	○日時 未定 ○場所 七ヶ巻生活改善センター（野沢温泉村大字七ヶ巻 389-1）の他は未定	○平成 23 年 7 月 23 日（土） 午後 7 時 30 分～ 七ヶ巻生活改善センター（野沢温泉村大字七ヶ巻 389-1） ○平成 23 年 7 月 24 日（日） 午後 7 時 30 分～ 藤沢多目的集会所（飯山市大字照岡 1799-4） ○平成 23 年 7 月 25 日（月） 午後 7 時 30 分～ 西大滝農村研修集会施設（飯山市大字照岡 3025-1）